

平成 28 年 6 月湖西市議会定例会

議 案 書

議案一覧表

(平成 28 年 6 月 湖西市議会定例会)

議案番号	件名
議案第 43 号	湖西市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
議案第 44 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
議案第 45 号	湖西市固定資産評価審査委員会委員の選任に係る専決処分の承認を求めることについて
議案第 46 号	湖西市固定資産評価審査委員会委員の選任に係る専決処分の承認を求めることについて
議案第 47 号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めることについて
議案第 48 号	湖西市税条例等の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めることについて
議案第 49 号	湖西市都市計画税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めることについて
議案第 50 号	湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めることについて
議案第 51 号	湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めることについて
議案第 52 号	社会体育施設等への指定管理者制度の導入のための関係条例の整備に関する条例制定について

議案番号	件名
議案第 53 号	湖西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
議案第 54 号	湖西市風致地区条例の一部を改正する条例制定について
議案第 55 号	湖西市新居関所周辺地区景観条例の一部を改正する条例制定について
議案第 56 号	財産の取得について
議案第 57 号	市道の路線の廃止について
議案第 58 号	平成 28 年度湖西市一般会計補正予算（第 1 号）
議案第 59 号	平成 28 年度湖西市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 60 号	平成 28 年度湖西市水道事業会計補正予算（第 1 号）

日程第 1

会議録署名議員の指名

11 番 荻野 利明

12 番 豊田 一仁

平成 28 年 6 月 2 日

湖西市議会議長 二 橋 益 良

日程第 2

会期の決定

今期定例会の会期は、本日から6月17日までの16日間とする。

平成28年6月2日

湖西市議会議長 二 橋 益 良

議案第 43 号

湖西市公平委員会委員の選任につき同意を求めること
について

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により、下記の者を湖西市公平委員会委員に選任したいので、議会の同意を求める。

平成 28 年 6 月 2 日提出

湖西市長 三 上 元

記

氏 名 白 井 富 士 子

議案第 44 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

平成 28 年 6 月 2 日提出

湖西市長 三 上 元

記

氏 名 伴 野 喜 子

議案第 45 号

湖西市固定資産評価審査委員会委員の選任に係る専決 処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成 28 年 6 月 2 日提出

湖西市長 三 上 元

専決第 5 号

湖西市固定資産評価審査委員会委員の選任

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、下記の者を湖西市固定資産評価審査委員会委員に選任する。

記

氏 名 蒔 山 富 士 雄

平成 28 年 3 月 31 日専決

湖西市長 三 上 元

議案第 46 号

湖西市固定資産評価審査委員会委員の選任に係る専決 処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成 28 年 6 月 2 日提出

湖西市長 三 上 元

専決第 6 号

湖西市固定資産評価審査委員会委員の選任

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、下記の者を湖西市固定資産評価審査委員会委員に選任する。

記

氏 名 吉 原 み ゆ き

平成 28 年 3 月 31 日専決

湖西市長 三 上 元

議案第 47 号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する 条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の 承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり
専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成 28 年 6 月 2 日提出

湖西市長 三 上 元

専決第 1 号

湖西市条例第 20 号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する 条例の一部を改正する条例

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成 28 年湖西市条例
第 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「平成 28 年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固
定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出」を「平成 28 年 4 月 1 日以後に
地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 411 条第 2 項の規定による公示若しくは同法
第 419 条第 3 項の規定による公示（同法第 420 条の更正に基づく納税通知書の交付が
された場合には当該納税通知書の交付）又は同法第 417 条第 1 項後段の規定による通
知（以下この項において「公示等」という。）がされる場合」に、「平成 27 年度ま
での固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審
査の申出（申出期間の初日が平成 28 年 4 月 1 日以後である審査の申出を除く。）」
を「同日前に公示等がされた場合」に改める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 48 号

湖西市税条例等の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成 28 年 6 月 2 日提出

湖西市長 三 上 元

専決第 2 号

湖西市条例第 21 号

湖西市税条例等の一部を改正する条例

（湖西市税条例の一部改正）

第 1 条 湖西市税条例（昭和 30 年湖西市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条の 2 第 1 項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第 56 条中「又は第 12 号の固定資産」を「若しくは第 12 号の固定資産又は同項第 16 号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）」に、「、独立行政法人労働者健康福祉機構」を「、独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

第 59 条中「又は第 12 号」を「、第 12 号又は第 16 号」に改める。

附則第 10 条の 2 第 3 項中「第 15 条第 2 項第 6 号」を「第 15 条第 2 項第 7 号」に改め、同条中第 6 項を第 12 項とし、第 5 項を第 6 項とし、同項の次に次の 5 項

を加える。

- 7 法附則第 15 条第 33 項第 1 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。
- 8 法附則第 15 条第 33 項第 1 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。
- 9 法附則第 15 条第 33 項第 2 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。
- 10 法附則第 15 条第 33 項第 2 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。
- 11 法附則第 15 条第 33 項第 2 号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。

附則第 10 条の 2 中、第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

- 4 法附則第 15 条第 29 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。

附則第 10 条の 3 第 8 項第 5 号中「費用」の次に「及び令附則第 12 条第 36 項に規定する補助金等」を加える。

(湖西市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 湖西市税条例の一部を改正する条例（平成 27 年湖西市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 条第 3 項の表第 98 条第 1 項の項中「第 34 号の 2 様式」を「施行規則第 34 号の 2 様式」に改め、「第 1 条の規定」を削り、同表第 98 条第 2 項の項中「第 34 号の 2 の 2 様式」を「施行規則第 34 号の 2 の 2 様式」に改め、同表第 98 条第 3 項の項中「第 34 号の 2 の 6 様式」を「施行規則第 34 号の 2 の 6 様式」に改め、同表第 98 条第 4 項の項中「第 34 号の 2 様式」を「施行規則第 34 号の 2 様式」に改め、同条第 7 項の表第 100 条の 2 の項中「第 100 条の 2」を「第 100 条の 2 第 1 項」に改め、同条第 10 項の表第 7 項の表以外の部分の項中「第 4 項」を「第 4 項の」に、「第 9 項」を「第 9 項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第 5 項及び」を「同項、第 5 項及び前項」に改め、同表第 7 項の表第 100 条の 2 の項の項中「第 100 条の 2」を「第 100 条の 2 第 1 項」に改め、同条第 12 項の表第 7 項の表以外の部分の項中「第 4 項」を「第 4 項の」に、「第 11 項」を「第 11 項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第 5 項及び」を「同項、第 5 項及び前項」に改め、同表第 7 項の表第 100 条の 2 の項の項中「第 100 条の 2」を

「第 100 条の 2 第 1 項」に改め、同条第 14 項の表第 7 項の表以外の部分の項中「第 4 項」を「第 4 項の」に、「第 13 項」を「第 13 項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第 5 項及び」を「同項、第 5 項及び前項」に改め、同表第 7 項の表第 100 条の 2 の項の項中「第 100 条の 2」を「第 100 条の 2 第 1 項」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、第 1 条の規定による改正後の湖西市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、平成 28 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 27 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第 10 条の 2 第 4 項の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後に新たに取得され、又は改良される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成 28 年法律第 13 号）第 1 条の規定による改正後の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「新法」という。）附則第 15 条第 29 項に規定する償却資産に対して課する平成 29 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 3 新条例附則第 10 条の 2 第 7 項の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後に新たに取得される新法附則第 15 条第 33 項第 1 号イに規定する設備に対して課する平成 29 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例附則第 10 条の 2 第 8 項の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後に新たに取得される新法附則第 15 条第 33 項第 1 号ロに規定する設備に対して課する平成 29 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 5 新条例附則第 10 条の 2 第 9 項の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後に新たに取得される新法附則第 15 条第 33 項第 2 号イに規定する設備に対して課する平成 29 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 6 新条例附則第 10 条の 2 第 10 項の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後に新たに取得される新法附則第 15 条第 33 項第 2 号ロに規定する設備に対して課する平成 29 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 7 新条例附則第 10 条の 2 第 11 項の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後に新たに取得される新法附則第 15 条第 33 項第 2 号ハに規定する設備に対して課する平成 29 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 8 新条例附則第 10 条の 3 第 8 項第 5 号の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後に改修さ

れる新法附則第 15 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第 10 項に規定する区分所有に係る家屋に対して課する平成 29 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

議案第 49 号

湖西市都市計画税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成 28 年 6 月 2 日提出

湖西市長 三 上 元

専決第 3 号

湖西市条例第 22 号

湖西市都市計画税条例の一部を改正する条例

湖西市都市計画税条例（昭和 39 年湖西市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「、第 23 項、第 24 項」を「、第 22 項から第 24 項まで」に、「又は第 30 項から第 33 項まで」を「から第 31 項まで、第 33 項又は第 34 項」に改める。

附則第 2 項から第 7 項までの規定中「第 20 項」を「第 19 項」に改める。

附則第 11 項中「若しくは第 42 項」を「、第 42 項若しくは第 45 項」に、「第 30 項から第 33 項まで」を「第 34 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 50 号

湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成 28 年 6 月 2 日提出

湖西市長 三 上 元

専決第 4 号
湖西市条例第 23 号

湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

湖西市国民健康保険税条例（昭和 34 年湖西市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 27 条第 2 号中「260,000 円」を「265,000 円」に改め、同条第 3 号中「470,000 円」を「480,000 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の湖西市国民健康保険税条例の規定は、平成 28 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 27 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 51 号

湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例 制定に係る専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり
専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成 28 年 6 月 2 日提出

湖西市長 三 上 元

専決第 7 号

湖西市条例第 24 号

湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例

湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例
（平成 27 年湖西市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

1 特定教育・保育（保育に限る。）又は特定地域型保育（特別利用地域型保育を除く。）を受けた子どもに係る利用者負担額

各月初日の保育を受ける子ども の属する世帯の階層区分			利用者負担額 (月額)					
			0歳から2歳まで		3歳		4歳から5歳まで	
階層区分	定義		保育標準時間 認定	保育短時間 認定	保育標準時間 認定	保育短時間 認定	保育標準時間 認定	保育短時間 認定
第1	被保護等世帯及び里親世帯		円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
第2	第1階層を除き、市民税が非課税である世帯	ひとり親世帯等	0	0	0	0	0	0
		その他世帯	7,200	7,200	4,800	4,800	4,800	4,800
第3	第1階層を除き、市民税課税世帯	48,600円未満 ひとり親世帯等	7,800	7,700	6,600	6,500	6,600	6,500
		その他世帯	15,600	15,400	13,200	13,000	13,200	13,000
第4-1	所得割課税額が右欄の区分に該当する世帯	48,600円以上 ひとり親世帯等	12,000	11,800	10,800	10,600	10,800	10,600
		57,700円未満 その他世帯	24,000	23,600	21,600	21,200	21,600	21,200
第4-2	所得割課税額が右欄の区分に該当する世帯	57,700円以上 ひとり親世帯等	12,000	11,800	10,800	10,600	10,800	10,600
		77,101円未満 その他世帯	24,000	23,600	21,600	21,200	21,600	21,200
第4-3	に該当する世帯	77,101円以上 97,000円未満	24,000	23,600	21,600	21,200	21,600	21,200
第5		97,000円以上 169,000円未満	35,600	35,100	27,700	27,300	22,700	22,300
第6	に該当する世帯	169,000円以上 301,000円未満	48,800	48,000	31,200	30,700	25,600	25,200
第7		301,000円以上 397,000円未満	64,000	63,000	34,600	34,000	28,400	27,900
第8	に該当する世帯	397,000円以上	80,000	78,700	35,000	34,400	29,000	28,500

2 特定教育・保育（教育に限る。）、特別利用教育、特別利用保育又は特別利用地域型保育を受けた子どもに係る利用者負担額（湖西市立の施設）

各月初日の教育又は保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額 (月額)
階層区分	定義	
第1	被保護等世帯	円 0
第2	第1階層を除き、市民税が非課税である世帯（所得割非課税世帯を含む。）及び養育里親等世帯	ひとり親世帯等 0
		その他世帯 3,000
第3	第1階層を除き、市民税課税世帯であってその市民税所得割	77,100円以下 ひとり親世帯等 2,800
		その他世帯 5,600
第4	課税額が右欄の区分に該当す	77,101円以上211,200円以下 7,100
第5	る世帯	211,201円以上 8,900

3 特定教育・保育（教育に限る。）、特別利用教育、特別利用保育又は特別利用地域型保育を受けた子どもに係る利用者負担（湖西市立の施設以外の施設）

各月初日の教育又は保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額 (月額)
階層区分	定義	
第1	被保護等世帯	円 0
第2	第1階層を除き、市民税が非課税である世帯（所得割非課税世帯を含む。）及び養育里親等世帯	ひとり親世帯等 0
		その他世帯 3,000
第3	第1階層を除き、市民税課税世帯であってその市民税所得割課	77,100円以下 ひとり親世帯等 6,400
		その他世帯 12,900
第4	税額が右欄の区分に該当する世	77,101円以上211,200円以下 16,400
第5	帯	211,201円以上 20,600

備考

- 1 この表における年齢は、教育又は保育の行われた日の属する年度の初日の前日における年齢とする。
- 2 この表における世帯の階層区分の認定については、その支給認定子どもと同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）の全てについて、それらの者の市民税所得割課税額の合計額により行う。
- 3 この表における「被保護等世帯」とは、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付受給世帯をいう。
- 4 この表における「里親世帯」とは、支給認定保護者が児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 4 第 1 項に規定する里親である場合の当該支給認定保護者の属する世帯をいう。
- 5 この表における「ひとり親世帯等」とは、子ども・子育て支援法施行令第 4 条第 4 項に規定する要保護者等の属する世帯をいう。
- 6 この表における「市民税所得割課税額」とは、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 2 号に規定する所得割（同法第 328 条の規定によって課する所得割を除く。）をいう。ただし、市民税所得割課税額を計算する場合には、同法第 314 条の 7、第 314 条の 8 及び第 314 条の 9 並びに附則第 5 条第 3 項、附則第 5 条の 4 第 6 項、附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項、附則第 5 条の 5 第 2 項及び附則第 45 条の規定は、適用しない。
- 7 この表における「養育里親等世帯」とは、支給認定保護者が子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号）第 4 条第 1 項第 4 号に規定する養育里親等である場合の当該支給認定保護者の属する世帯をいう。
- 8 4 月分から 8 月分までの利用者負担額については前年度分の市民税の課税状況に基づき決定し、9 月分から翌年 3 月分までの利用者負担額については当該年度分の市民税の課税状況に基づき決定する。
- 9 同一世帯に属する支給認定子どもが 1 人のときの利用者負担額は、この表に定める利用者負担額とする。
- 10 同一世帯に属する支給認定子どもが 2 人以上のときの利用者負担額は、最年長の支給認定子どもについてはこの表に定める利用者負担額、その次に年長の支給認定子どもについては同表に定める利用者負担額の半額（その額に 100 円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てた額）とし、その他の支給認定子どもについては 0 円とする。

11 同一世帯に支給認定子ども及び次のいずれかに該当する子ども（保育標準時間認定又は保育短時間認定を受けた支給認定子どもに係る利用者負担額を決定する場合にあっては、(1)に掲げる子どもを除く。）がいる場合の利用者負担額は、備考 9 及び備考 10 の規定にかかわらず、これらの者のうち最年長のものが支給認定子どもであるときの当該支給認定子どもについてはこの表に定める利用者負担額、その次に年長のものが支給認定子どもであるときの当該支給認定子どもについては同表に定める利用者負担額の半額（その額に 100 円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てた額）とし、その他のものが支給認定子どもであるときの当該支給認定子どもについては 0 円とする。

- (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）又は同法第 76 条第 1 項に規定する特別支援学校の小学部の第 1 学年から第 3 学年までに在籍する子ども
- (2) 特定教育・保育施設でない幼稚園に在籍する子ども
- (3) 学校教育法第 76 条第 2 項に規定する特別支援学校の幼稚部に在籍する子ども
- (4) 児童福祉法第 43 条の 2 に規定する情緒障害児短期治療施設の通所部に在籍する小学校就学前子ども
- (5) 児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する児童発達支援又は同条第 3 項に規定する医療型児童発達支援を利用している小学校就学前子ども

12 この表の 1 の表の第 2 階層から第 4-1 階層まで、この表の 2 の表の第 2 階層及び第 3 階層並びにこの表の 3 の表の第 2 階層及び第 3 階層に認定されたその他世帯で、特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令第 14 条の 2 に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が 2 人以上いる場合の利用者負担額は、備考 9、備考 10 及び備考 11 の規定にかかわらず、次の表に定めるとおりとする。

支給認定子どもの区分	利用者負担額
(1) 全ての特定被監護者等が小学校就学前子どもの場合の最年長の支給認定子ども	この別表に定める利用者負担額
(2) 特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外の者が 1 人のみである場合の最年長の支給認定子ども	この別表に定める利用者負担額の半額
(3) 全ての特定被監護者等が小学校就学前子どもの場合の最年長の支給認定子どもの次に年長の支給認定子ども	この別表に定める利用者負担額の半額
(4) 特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外の者が 2 人以上いる場合の支給認定子ども	0 円

(5) 特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外の者が1人のみである場合の(2)以外の支給認定子ども	0円
(6) 全ての特定被監護者等が小学校就学前子どもの場合の(1)及び(3)以外の支給認定子ども	0円

- 13 この表の1の表の第3階層から第4-2階層まで、この表の2の表の第3階層及びこの表の3の表の第3階層に認定されたひとり親世帯等で、特定被監護者等が2人以上いる場合の利用者負担額は、備考9、備考10及び備考11の規定にかかわらず、次の表に定めるとおりとする。

支給認定子どもの区分	利用者負担額
(1) 全ての特定被監護者等が小学校就学前子どもの場合の最年長の支給認定子ども	この別表に定める利用者負担額
(2) 全ての特定被監護者等が小学校就学前子どもの場合の(1)以外の支給認定子ども	0円
(3) 特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外の者がいる場合の支給認定子ども	0円

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の規定は、平成28年4月1日から適用する。

議案第 52 号

社会体育施設等への指定管理者制度の導入のための 関係条例の整備に関する条例制定について

社会体育施設等への指定管理者制度の導入のための関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 28 年 6 月 2 日提出

湖西市長 三 上 元

湖西市条例第 号

社会体育施設等への指定管理者制度の導入のための 関係条例の整備に関する条例

(湖西市北部地区運動広場条例の一部改正)

第 1 条 湖西市北部地区運動広場条例（昭和 60 年湖西市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「運動広場施設」を「運動広場」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、第 5 条第 1 項の規定により市長が指定する者（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

第 13 条を第 16 条とし、第 12 条を第 14 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(市長による管理)

第 15 条 第 3 条第 2 項、第 4 条第 2 項、第 6 条、第 7 条、第 8 条第 1 項から第 3

項まで、第 9 条、第 10 条及び第 12 条の規定は、指定管理者に代わって、市長が運動広場の管理を行う必要が生じた場合について準用する。この場合において、第 3 条第 2 項中「第 5 条第 1 項の規定により市長が指定する者（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長は、必要があると認めるときは、」と、第 4 条第 2 項中「指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長は、必要があると認めるときは、」と、第 6 条及び第 7 条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第 8 条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第 1 項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金（法第 244 条の 2 第 8 項の利用料金をいう。以下同じ。）」とあるのは「使用料」と、「利用料金を納付させる」とあるのは「使用料を納付させる」と、同条第 2 項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者があらかじめ市長の承認を得て」とあるのは「市長が」と、同条第 3 項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「前項の承認を得た」とあるのは「使用料を定め、又は使用料を変更した」と、「当該利用料金」とあるのは「当該使用料」と、第 9 条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条中「指定管理者は、市長が特に必要があると認めるときは、利用料金」とあるのは「市長は、特に必要があると認めるときは、使用料」と、第 10 条（見出しを含む。）中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第 2 号及び第 12 条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、別表中「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

第 11 条を第 13 条とする。

第 10 条の見出し中「取消等」を「取消し等」に改め、同条第 1 項中「市長」を「指定管理者」に、「1」を「いずれか」に改め、同条第 2 項中「あつて」を「あつて」に改め、同条を第 12 条とする。

第 9 条を第 11 条とする。

第 8 条の見出しを「（利用料金の不還付）」に改め、同条中「使用料」を「利用料金」に改め、同条第 2 号中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第 10 条とする。

第 7 条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「市長」を「指定

管理者」に、「前条に規定する使用料について、公益上必要があると認めた」を「市長が特に必要があると認める」に、「これ」を「利用料金」に改め、同条を第9条とする。

第6条を削る。

第5条中「市長」を「指定管理者」に、「1」を「いずれか」に改め、同条第1号から第3号までの規定中「恐れ」を「おそれ」に改め、同条を第7条とし、同条の次に次の1条を加える。

(利用料金)

第8条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、指定管理者に対し、利用料金（法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。）を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、別に納期を指定して利用料金を納付させることができる。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。

3 指定管理者は、前項の承認を得たときは、その旨及び当該利用料金の額を公表しなければならない。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

第4条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第6条とし、第3条の次に次の2条を加える。

(施設の供用日)

第4条 運動広場の供用日は、1月4日から12月28日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

(指定管理者による管理)

第5条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。第8条第1項において「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、市長が指定する者に運動広場の管理を行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長のみの権限に属する事務に係る業務については、これを除くものとする。

(1) 運動広場の使用の許可に関する業務

(2) 運動広場の施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、運動広場の管理に関して市長が必要があると認める業務

別表中「第 6 条」を「第 8 条」に、

「
[使用料] を
」
「
[利用料金] に改める。
」

(湖西市勤労者体育センター条例の一部改正)

第 2 条 湖西市勤労者体育センター条例（昭和 58 年湖西市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条を次のように改める。

(開館時間)

第 4 条 センターの開館時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 火曜日から土曜日まで 午前 9 時から午後 9 時まで

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（次条において「祝日等」という。）及び日曜日 午前 9 時から午後 5 時まで

2 前項の規定にかかわらず、第 6 条第 1 項の規定により市長が指定する者（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

第 13 条を第 18 条とする。

第 12 条中「よつて」を「よって」に改め、同条を第 16 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(市長による管理)

第 17 条 第 4 条第 2 項、第 5 条第 2 項、第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条第 1 項から第 3 項まで、第 11 条及び第 12 条の規定は、指定管理者に代わって、市長がセンターの管理を行う必要が生じた場合について準用する。この場合において、第 4 条第 2 項中「第 6 条第 1 項の規定により市長が指定する者（以下

「指定管理者」という。)は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長は、必要があると認めるときは、」と、第 5 条第 2 項中「指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長は、必要があると認めるときは、」と、第 7 条から第 9 条までの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第 10 条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第 1 項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金(法第 244 条の 2 第 8 項の利用料金をいう。以下同じ。)」とあるのは「使用料」と、「利用料金を納付させる」とあるのは「使用料を納付させる」と、同条第 2 項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者があらかじめ市長の承認を得て」とあるのは「市長が」と、同条第 3 項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「前項の承認を得た」とあるのは「使用料を定め、又は使用料を変更した」と、「当該利用料金」とあるのは「当該使用料」と、第 11 条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条中「指定管理者は、市長が特に必要があると認めるときは、利用料金」とあるのは「市長は、特に必要があると認めるときは、使用料」と、第 12 条(見出しを含む。)中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第 2 号中「指定管理者」とあるのは「市長」と、別表備考 3 中「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

第 11 条を第 15 条とする。

第 10 条の見出しを「(利用料金の不還付)」に改め、同条本文中「使用料」を「利用料金」に改め、同条ただし書中「1」を「いずれか」に、「使用料」を「その全部又は一部」に改め、同条第 1 号中「なつた」を「なつた」に改め、同条第 2 号中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第 12 条とし、同条の次に次の 2 条を加える。

(使用権の譲渡等の禁止)

第 13 条 使用者は、使用権を譲渡し、又は転貸してはならない。

(現状回復の義務)

第 14 条 使用者は、センターの使用を終了したとき、又は第 9 条の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。

第 9 条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に、「特に」を「市長が特に」に、「認めた」を「認める」に、「前条

第 1 項に定める使用料」を「利用料金」に改め、同条を第 11 条とする。

第 8 条を削る。

第 7 条中「市長」を「指定管理者」に、「1」を「いずれか」に、「取消す」を「取り消す」に改め、同条を第 9 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(利用料金)

第 10 条 使用者は、指定管理者に対し、利用料金（法第 244 条の 2 第 8 項の利用料金をいう。以下同じ。）を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、別に納期を指定して利用料金を納付させることができる。

- 2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。
- 3 指定管理者は、前項の承認を得たときは、その旨及び当該利用料金の額を公表しなければならない。
- 4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

第 6 条中「市長は次」を「指定管理者は、次」に、「1」を「いずれか」に改め、同条を第 8 条とする。

第 5 条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第 7 条とし、第 4 条の次に次の 2 条を加える。

(休館日)

第 5 条 センターの休館日は、月曜日（月曜日が祝日等に当たるときは、その翌日）及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

(指定管理者による管理)

第 6 条 市長は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。第 10 条第 1 項において「法」という。）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、市長が指定する者にセンターの管理を行わせるものとする。

- 2 指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長のみの権限に属する事務に係る業務については、これを除くものとする。

(1) センターの使用の許可に関する業務

- (2) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、センターの管理に関して市長が必要があると認める業務

別表中「第 8 条」を「第 10 条」に改め、同表備考 2 中「切捨て」を「切り捨て」に改め、同表備考 3 中「使用料」を「利用料金」に、「10 割増」を「10 割増し」に改める。

(湖西市都市公園条例の一部改正)

第 3 条 湖西市都市公園条例（昭和 56 年湖西市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 1 項各号列記以外の部分中「許可」の次に「又は承認」を加え、同項第 2 号中「許可条件」を「許可又は承認の条件」に改め、同項第 3 号及び同条第 2 項中「許可」の次に「又は承認」を加える。

第 22 条を第 25 条とし、第 21 条を第 24 条とし、第 20 条の次に次の 3 条を加える。

(指定管理者による管理)

第 21 条 市長は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、市長が指定する者（以下「指定管理者」という。）に湖西運動公園及びみなと運動公園（以下「指定公園」という。）の管理を行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。ただし、市長のみの権限に属する事務に係る業務については、これを除くものとする。

- (1) 第 2 条第 1 項及び第 3 項の許可並びに第 9 条第 1 項の承認に関する業務
- (2) 指定公園の維持管理に関する業務
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、指定公園の管理に関して市長が必要があると認める業務

3 第 1 項の規定により指定管理者が指定公園の管理をする場合において、別表第 3 の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(利用料金)

第 22 条 第 12 条第 1 項の規定にかかわらず、前条第 1 項の規定により指定管理者が指定公園の管理をする場合においては、第 2 条第 1 項若しくは第 3 項の許

可（指定公園に係るものに限る。）を受けた者又は有料公園施設を利用しようとする者は、指定管理者に対し、利用料金（地方自治法第 244 条の 2 第 8 項の利用料金をいう。以下同じ。）を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、別に納期を指定して利用料金を納付させることができる。

- 2 利用料金は、別表第 2 に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。
- 3 指定管理者は、前項の承認を得たときは、その旨及び当該利用料金の額を公表しなければならない。
- 4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

（利用料金の不還付）

第 23 条 既納の利用料金は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者が自己の責によらない理由によつて使用できなくなつたとき。
- (2) 使用者が使用開始前 5 日までに使用の取消しを申請し、指定管理者が相当の理由があると認めたとき。

別表第 2 中「第 12 条」の次に「、第 22 条」を加える。

別表第 2 の次に次の 1 表を加える。

別表第 3（第 21 条関係）

第 2 条第 1 項から第 5 項 まで及び第 5 条	市長	指定管理者
第 7 条	市長	指定管理者
	使用時間を	市長の承認を得て使用時間を
第 8 条	市長	指定管理者
	休日を	市長の承認を得て休日を
第 9 条第 1 項及び第 2 項	市長	指定管理者
第 16 条第 1 項	市長	市長（第 2 条第 1 項若しくは第 3 項の許可又は第 9 条第 1 項の承認の取消し、その効力の停止又はその条件の変更にあつては、指定管理者）

(湖西市新居スポーツ広場公園条例の一部改正)

第4条 湖西市新居スポーツ広場公園条例（平成26年湖西市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「市長」を「第9条第1項の規定により市長が指定する者（以下「指定管理者」という。）」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「市長」を「指定管理者」に改める。

第5条中「市長」を「指定管理者」に改める。

第7条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

第8条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

第20条を第24条とし、第19条を第22条とし、同条の次に次の1条を加える。
(市長による管理)

第23条 第3条、第5条、第7条第2項、第8条第2項、第10条、第11条第1項から第3項まで、第12条、第13条並びに第20条第1項及び第2項の規定は、指定管理者に代わって、市長が公園の管理を行う必要が生じた場合について準用する。この場合において、第3条第1項中「第9条第1項の規定により市長が指定する者（以下「指定管理者」という。）」とあるのは「市長」と、同条第2項から第4項まで及び第5条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第7条第2項及び第8条第2項中「指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長は、必要があると認めるときは、」と、第10条第1項及び第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第11条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金（地方自治法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。）」とあるのは「使用料」と、「利用料金を納付させる」とあるのは「使用料を納付させる」と、同条第2項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者があらかじめ市長の承認を得て」とあるのは「市長が」と、同条第3項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「前項の承認

を得た」とあるのは「使用料を定め、又は使用料を変更した」と、「当該利用料金」とあるのは「当該使用料」と、第 12 条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条中「指定管理者は、市長が特に必要があると認めるときは、利用料金」とあるのは「市長は、特に必要があると認めるときは、使用料」と、第 13 条（見出しを含む。）中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第 2 号並びに第 20 条第 1 項及び第 2 項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、別表第 3 中「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

第 18 条第 1 号中「第 10 条第 1 項又は第 11 条第 1 項の許可を受けた者（以下「占有者等」という。）」を「占有者等」に改め、同条第 3 号中「第 16 条第 1 項」を「第 19 条第 1 項」に改め、同条を第 21 条とする。

第 17 条第 1 項各号列記以外の部分中「市長」を「指定管理者」に改め、「許可」の次に「（第 14 条第 1 項及び第 15 条第 1 項の許可を除く。）」を加え、同条第 2 項中「市長は次」を「指定管理者は、次」に改め、「許可」の次に「（第 14 条第 1 項及び第 15 条第 1 項の許可を除く。）」を加え、同条に次の 1 項を加える。

- 3 前 2 項の規定は、第 14 条第 1 項及び第 15 条第 1 項の許可について準用する。この場合において、第 1 項及び前項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「許可を除く」とあるのは「許可に限る」と読み替えるものとする。

第 17 条を第 20 条とする。

第 16 条第 1 項中「第 10 条第 1 項又は第 11 条第 1 項の許可を受けた者」を「占有者等」に改め、同条を第 19 条とする。

第 15 条中「第 9 条、第 10 条第 1 項又は第 11 条第 1 項」を「第 10 条第 1 項、第 14 条第 1 項又は第 15 条第 1 項」に改め、「規定による」を削り、同条を第 18 条とする。

第 14 条の見出し及び同条中「使用料」を「占有料等」に改め、同条各号中「使用者」を「占有者等」に改め、同条を第 17 条とする。

第 13 条を削る。

第 12 条の見出しを「（占用料等）」に改め、同条第 1 項中「第 3 条第 1 項、第 10 条第 1 項又は第 11 条第 1 項」を「第 14 条第 1 項又は第 15 条第 1 項」に改め、「者」の次に「（以下「占用者等」という。）」を加え、「の使用料」を「（以下「占用料等」という。）」に改め、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「前 2 項」を「前項」に、「使用料」を「占用料等」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条に次の 1 項を加える。

3 占用料等は、前納しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

第 12 条を第 16 条とし、第 11 条を第 15 条とし、第 10 条を第 14 条とする。

第 9 条第 1 項及び第 2 項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第 10 条とし、同条の次に次の 3 条を加える。

（利用料金）

第 11 条 第 3 条第 1 項又は第 10 条第 1 項の許可を受けた者は、指定管理者に対し、利用料金（地方自治法第 244 条の 2 第 8 項の利用料金をいう。以下同じ。）を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、別に納期を指定して利用料金を納付させることができる。

2 利用料金は、湖西市都市公園条例（昭和 56 年湖西市条例第 15 号）別表第 2 に定める占用料等の額に相当する額及び別表第 3 に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。

3 指定管理者は、前項の承認を得たときは、その旨及び当該利用料金の額を公表しなければならない。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

（利用料金の減免）

第 12 条 指定管理者は、市長が特に必要があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

（利用料金の不還付）

第 13 条 既納の利用料金は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用の許可を受けた者（以下この条において「使用者」という。）が自己の責によらない理由によって使用できなくなったとき。

(2) 使用者が使用開始前 5 日までに使用の許可の取消しを願い出た場合で、指定管理者が相当の理由があると認めたとき。

第 8 条の次に次の 1 条を加える。

(指定管理者による管理)

第 9 条 市長は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、市長が指定する者に公園の管理を行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長のみの権限に属する事務に係る業務については、これを除くものとする。

(1) 第 3 条第 1 項及び第 10 条第 1 項の許可に関する業務

(2) 公園の維持管理に関する業務

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、公園の管理に関して市長が必要があると認める業務

別表第 2 中「第 9 条」を「第 10 条」に改める。

別表第 3 中「第 12 条」を「第 11 条」に改め、同表の 1 湖西市新居体育館の表備考 3 中「第 7 条ただし書」を「第 7 条第 2 項」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同表備考 4 及び備考 5 中「使用料」を「利用料金」に改め、別表第 3 の 2 湖西市新居弓道場の表備考 1 中「第 7 条ただし書」を「第 7 条第 2 項」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同表備考 2 中「使用料」を「利用料金」に改め、別表第 3 の 3 湖西市新居庭球場の表備考 1 中「第 7 条ただし書」を「第 7 条第 2 項」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同表備考 2 中「使用料」を「利用料金」に改める。

附 則

1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 次に掲げる行為及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても、行うことができる。

(1) 第 1 条の規定による改正後の湖西市北部地区運動広場条例第 5 条第 1 項の規定による指定

(2) 第 2 条の規定による改正後の湖西市勤労者体育センター条例第 6 条第 1 項の規定による指定

(3) 第 3 条の規定による改正後の湖西市都市公園条例第 21 条第 1 項の規定による指定

(4) 第 4 条の規定による改正後の湖西市新居スポーツ広場公園条例第 9 条第 1 項の規定による指定

- 3 この条例の施行の際、現に次の各号に掲げる許可等を受けているものは、当該各号に定める許可等を受けたものとみなす。
- (1) 第 1 条の規定による改正前の湖西市北部地区運動広場条例第 4 条の許可 第 1 条の規定による改正後の湖西市北部地区運動広場条例第 6 条の許可
 - (2) 第 2 条の規定による改正前の湖西市勤労者体育センター条例第 5 条の許可 第 2 条の規定による改正後の湖西市勤労者体育センター条例第 7 条の許可
 - (3) 第 3 条の規定による改正前の湖西市都市公園条例の規定による湖西運動公園又はみなと運動公園に係る許可又は承認 第 3 条の規定による改正後の湖西市都市公園条例の規定による指定公園に係る許可又は承認
 - (4) 第 4 条の規定による改正前の湖西市新居スポーツ広場公園条例第 3 条第 1 項、第 9 条第 1 項又は第 11 条第 1 項の許可 第 4 条の規定による改正後の湖西市新居スポーツ広場公園条例第 3 条 1 項、第 10 条第 1 項又は第 15 条第 1 項の許可

議案第 53 号

湖西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

湖西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年湖西市条例第 24 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 28 年 6 月 2 日提出

湖西市長 三 上 元

湖西市条例第 号

湖西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

湖西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年湖西市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 3 項第 4 号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 54 号

湖西市風致地区条例の一部を改正する条例制定について

湖西市風致地区条例（平成 25 年湖西市条例第 17 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 28 年 6 月 2 日提出

湖西市長 三 上 元

湖西市条例第 号

湖西市風致地区条例の一部を改正する条例

湖西市風致地区条例（平成 25 年湖西市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 27 号中「（特定規模電気事業を除く。）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 55 号

湖西市新居関所周辺地区景観条例の一部を改正する 条例制定について

湖西市新居関所周辺地区景観条例（平成 22 年湖西市条例第 115 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 28 年 6 月 2 日提出

湖西市長 三 上 元

湖西市条例第 号

湖西市新居関所周辺地区景観条例の一部を改正する 条例

湖西市新居関所周辺地区景観条例（平成 22 年湖西市条例第 115 号）の一部を次のように改正する。

別表工作物の項中「、高架水槽」を「及び高架水槽」に、「並びに電気事業法」を「及び電気事業法」に、「第 2 条第 1 項第 10 号」を「第 2 条第 1 項第 17 号」に改め、「及び同項第 12 号に規定する卸供給事業者」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 56 号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年湖西市条例第 1 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 28 年 6 月 2 日提出

湖西市長 三 上 元

記

- | | |
|----------|--|
| 1 取得する財産 | 災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車（24m級） |
| 2 取得の方法 | 制限付一般競争入札（2社） |
| 3 取得価格 | 151,038,000 円 |
| 4 取得の相手方 | 静岡県浜松市西区馬郡町 1893 番地の 1
静岡森田ポンプ株式会社
代表取締役 中村 敏伸 |

議案第 57 号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり市道の路線の廃止をしたいので、同条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 28 年 6 月 2 日提出

湖西市長 三 上 元

路線名	起 点	終 点	重要な経過地
内山 30 号線	湖西市新居町内山字西ノ谷	湖西市新居町内山字西ノ谷	

平成 28 年度湖西市一般会計補正予算（第 1 号）

平成 28 年度湖西市一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 40,015 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 21,870,015 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 28 年 6 月 2 日提出

湖西市長 三 上 元

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
15	県支出金	1,117,805	81,095	1,198,900
	2 県補助金	336,236	81,095	417,331
18	繰入金	938,218	△41,080	897,138
	1 基金繰入金	938,204	△41,080	897,124
	歳 入 合 計	21,830,000	40,015	21,870,015

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	議会費	188,989	△1,122	187,867
	1 議会費	188,989	△1,122	187,867
2	総務費	2,797,441	16,241	2,813,682
	1 総務管理費	2,271,040	13,979	2,285,019
	2 徴税費	322,744	△1,804	320,940
	3 戸籍住民基本台帳費	106,351	1,774	108,125
	4 選挙費	61,276	2,074	63,350
	5 統計調査費	9,841	△30	9,811
	6 監査委員費	26,189	248	26,437
3	民生費	6,203,020	△19,984	6,183,036
	1 社会福祉費	2,924,684	2,367	2,927,051
	2 児童福祉費	2,885,525	△22,307	2,863,218
	3 生活保護費	392,470	△44	392,426
4	衛生費	3,504,642	△5,068	3,499,574
	1 保健衛生費	703,437	△11,801	691,636
	2 清掃費	1,740,048	6,733	1,746,781
6	農林水産業費	218,286	79,939	298,225
	1 農業費	212,413	79,939	292,352
7	商工費	568,584	466	569,050
	1 商工費	568,584	466	569,050
8	土木費	3,141,688	△4,886	3,136,802
	1 土木管理費	105,331	766	106,097
	2 道路橋梁費	344,393	△3,389	341,004
	3 河川費	58,370	△69	58,301
	4 都市計画費	2,501,616	△1,719	2,499,897
	5 住宅費	100,526	△475	100,051

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
9	消防費	1,415,182	△5,800	1,409,382
	1 消防費	1,415,182	△5,800	1,409,382
10	教育費	2,025,773	△28,907	1,996,866
	1 教育総務費	434,096	2,724	436,820
	2 小学校費	252,130	△7,329	244,801
	3 中学校費	217,922	△7,515	210,407
	4 幼稚園費	472,984	△20,405	452,579
	6 社会教育費	362,699	4,250	366,949
	7 保健体育費	285,942	△632	285,310
13	予備費	50,000	9,136	59,136
	1 予備費	50,000	9,136	59,136
	歳 出 合 計	21,830,000	40,015	21,870,015

議案第 59 号

平成 28 年度湖西市公共下水道事業特別会計補正予算
(第 1 号)

平成 28 年度湖西市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,053 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,615,649 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 28 年 6 月 2 日提出

湖西市長 三 上 元

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
5	繰入金	882,233	5,053	887,286
	1 一般会計繰入金	882,233	5,053	887,286
	歳入合計	1,610,596	5,053	1,615,649

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	事業費	870,479	5,053	875,532
	2 事業費	507,879	5,053	512,932
	歳出合計	1,610,596	5,053	1,615,649

議案第 60 号

平成 28 年度湖西市水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 平成 28 年度湖西市水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第 2 条 平成 28 年度湖西市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第 1 款 水道事業費用	1,131,825 千円	△6,001 千円	1,125,824 千円
第 1 項 営業費用	1,058,770 千円	△6,001 千円	1,052,769 千円

（資本的支出の補正）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 560,182 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 554,471 千円」に、「建設改良積立金 212,468 千円」を「建設改良積立金 206,757 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第 1 款 資本的支出	571,348 千円	△5,711 千円	565,637 千円
第 1 項 建設改良費	403,850 千円	△5,711 千円	398,139 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第 4 条 予算第 5 条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(1) 職員給与費	108,740 千円	△11,712 千円	97,028 千円

平成 28 年 6 月 2 日提出

湖西市長 三 上 元